

警戒区域、避難指示区域等の見直しについて（案）

平成24年3月30日
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部）に基づき、以下の市村について、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行うことを決定し、別添1のとおり公示するとともに、関係市村長に対し、別添2のとおり指示を行う。

- (1) 川内村

- ① 村内の警戒区域を解除する。
- ② 村内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月1日午前0時に行う。

- (2) 田村市

- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月1日午前0時に行う。

- (3) 南相馬市

- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月16日午前0時に行う。

2. 他の町村については、引き続き県、町村、住民などの関係者との綿密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意を得ることを目指す。
3. なお、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとする。

以上

公 示 (案)

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域</p> <p>(2) 平成 2 3 年 4 月 2 2 日の原子力災害対策本部長指示により計画的避難区域とされた区域</p> <p>※詳細は別紙 1 及び別紙 2 を参照</p>
2. 原子力緊急事態の概要	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分</p> <p>発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所</p>
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(1) 避難指示区域の見直し：</p> <p>田村市及び川内村における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の避難指示区域については、平成 2 4 年 4 月 1 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり①避難指示解除準備区域及び②居住制限区域に見直されること。</p> <p>南相馬市における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の避難指示区域（前面海域※を含む）及び計画的避難区域については、平成 2 4 年 4 月 1 6 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域に見直されること。</p> <p>(2) 警戒区域の見直し：</p> <p>田村市及び川内村における警戒区域については、平成 2 4 年 4 月 1 日午前 0 時をもって、解除されること。</p> <p>南相馬市における警戒区域（前面海域※を含む）については、平成 2 4 年 4 月 1 6 日午前 0 時をもって、解除されること。</p> <p>(3) その他の町村の避難指示区域と警戒区域は別紙 2 のとおり従前の区域が維持されること。</p>

	<p>※ 南相馬市の前面海域は、南相馬市と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度30分49.6秒）よりも北側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の海域をいう。</p>
--	--

1. 田村市

避難指示解除 準備区域	田村市都路町古道 字尾ノ川の全ての区域 字下ノ久保の全ての区域 字下ノ原の全ての区域 字番坊の全ての区域 字前田の全ての区域 字上野前の全ての区域 字場々の全ての区域 字権七田の全ての区域 字柳野沢の全ての区域 字八小屋の全ての区域 字下野前の全ての区域 字稲葉下の全ての区域 字仲ノ前の全ての区域 字鍛冶屋前の全ての区域 字申酉の全ての区域 字川向の全ての区域 字南作の全ての区域 字荻田の全ての区域 字反田の全ての区域 字鳥伏の全ての区域 字横山 8 9 番地 8、8 9 番地 9、8 9 番地 1 1、 9 2 番地 1、9 2 番地 2、9 2 番地 3、 9 2 番地 4、9 3 番地 1、9 3 番地 3、 9 3 番地 4、9 3 番地 5、1 0 1 番地 1、 1 0 1 番地 2、1 0 1 番地 3、 1 0 1 番地 8、1 0 1 番地 9、 1 0 1 番地 1 0、1 0 1 番地 1 1、 1 0 1 番地 1 2、1 0 1 番地 1 3、 1 0 1 番地 1 4、1 0 1 番地 1 5、 1 0 5 番地 1、1 0 5 番地 2、 1 0 5 番地 3、1 1 2 番地 1、 1 1 2 番地 2、1 1 2 番地 3、 1 1 5 番地 1、1 1 5 番地 2、 1 1 6 番地 1、1 1 6 番地 2、
----------------	--

避難指示解除
準備区域

1 1 6 番地 3、1 1 7 番地 1、
1 1 7 番地 2、1 1 7 番地 3、
1 1 7 番地 4、1 1 7 番地 6、
1 1 7 番地 7、1 1 7 番地 8、
1 1 7 番地 10、1 1 8 番地、1 1 9 番地、
1 2 4 番地、1 2 5 番地、1 2 9 番地 1、
1 2 9 番地 2、1 2 9 番地 3、
1 2 9 番地 4、1 2 9 番地 5、
1 2 9 番地 6、1 3 0 番地、1 3 2 番地、
1 3 5 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地
字戸屋 8 4 番地、8 5 番地 1、8 7 番地 1、
8 7 番地 2、8 7 番地 4、8 7 番地 13、
8 7 番地 14、8 7 番地 15、
8 7 番地 16、8 8 番地 1、8 8 番地 3、
8 8 番地 7、8 8 番地 8、9 0 番地、
9 1 番地 1、9 1 番地 2、9 1 番地 7、
9 1 番地 8、9 2 番地 2、9 2 番地 4、
9 3 番地 1、9 3 番地 3、9 3 番地 4、
9 3 番地 5、9 5 番地 1、9 5 番地 3、
9 6 番地 1、9 6 番地 4、9 6 番地 5、
9 8 番地 1、9 9 番地 1、1 0 0 番地 1、
1 0 0 番地 3、1 0 4 番地 1、
1 0 4 番地 2、1 0 5 番地 1、
1 0 6 番地 1、1 0 8 番地 1、
1 0 8 番地 2、1 1 1 番地 1、
1 1 1 番地 2、1 1 1 番地 3、
1 1 1 番地 5、1 1 2 番地、
1 2 7 番地 1、1 2 7 番地 2、
1 2 8 番地 1、1 2 8 番地 3、1 2 9 番地、
1 3 5 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地
字小滝沢のうち、1 2 1 番地 1、1 2 1 番地 2、
1 2 1 番地 3、1 2 1 番地 4、
1 2 1 番地 7、1 2 1 番地 8、
1 2 1 番地 9、1 2 1 番地 10、
1 2 1 番地 11、1 2 1 番地 13、
1 2 1 番地 14、1 2 1 番地 15、
1 2 2 番地 2、1 2 6 番地、

避難指示解除 準備区域	<p>1 2 8 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地、 1 3 9 番地、1 4 0 番地、1 4 1 番地 1、 1 4 1 番地 2、1 4 2 番地、1 4 3 番地、 1 4 4 番地、1 4 6 番地 2、1 4 8 番地、 1 4 9 番地、1 5 3 番地、1 5 6 番地 を除く区域</p> <p>田村市内国有林福島森林管理署 2 6 9 林班から 2 8 3 林班</p>
----------------	---

2. 南相馬市

避難指示解除 準備区域	<p>南相馬市小高区 片草の全ての区域 小高の全ての区域 大井の全ての区域 塚原の全ての区域 仲町の全ての区域 田町の全ての区域 関場の全ての区域 西町の全ての区域 上町の全ての区域 東町の全ての区域 南町の全ての区域 大町の全ての区域 本町の全ての区域 南小高の全ての区域 福岡の全ての区域 水谷の全ての区域 泉沢の全ての区域 岡田の全ての区域 村上の全ての区域 角部内の全ての区域 姥沢の全ての区域 井田川の全ての区域 浦尻の全ての区域 下浦の全ての区域 女場の全ての区域 耳谷の全ての区域 行津の全ての区域</p>
----------------	--

避難指示解除
準備区域

上浦の全ての区域

神山の字池ノ沢、字馬場前、字馬場下、字堂平、
字神山下、字竹ノ町、字土橋、字長畑、
字藪倉、字大豆谷、字砂子町及び
字藤右エ門屋敷の区域

上根沢の全ての区域

小屋木の全ての区域

吉名の全ての区域

藤木の全ての区域

飯崎の全ての区域

大田和の字下川原、字川原、字西田、字前田、
字浜井場、字広畑、字館越、字上新田及び
字下新田の区域

金谷の字北原、字作迫、字若林、字天梅、字東及び
字沼尻の区域

北鳩原の全ての区域

南鳩原の全ての区域

小谷の全ての区域

大富のうち、字蛇バミを除く区域

羽倉の全ての区域

南相馬市原町区 雫の字袖原の区域

小浜のうち、字間形沢を除く区域

下江井の全ての区域

小沢の全ての区域

堤谷の全ての区域

江井の全ての区域

米々沢の全ての区域

大甕の字田堤、字森合、字森合東及び
字観音前の区域

高の字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、
字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、
字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、
字大久保前、字花木内及び字高林の区域

小木迫の全ての区域

鶴谷の全ての区域

大原の字和田城の区域

南相馬市内国有林磐城森林管理署

避難指示解除準備区域	2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、 2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、 2130林班
居住制限区域	南相馬市小高区 神山の字鯖沢、字蛇クキ及び字松ヶ沢の区域 大田和の字白根、字中ノ内、字南川原及び 字中里の区域 川房の全ての区域 金谷の字西田、字柳迫、字神田、字南釘野、 字北釘野、字下釘野、字西、字南、字北、 字上、字鼠内、字向田、字東川原及び 字西内の区域 大富の字蛇バミの区域 南相馬市原町区 片倉の字行津の区域 馬場の字五台山、字横川及び字薬師岳の区域 高倉の字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び 字枯木森の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2006林班、2018林班から2028林班、2030林班から 2047林班、2049林班から2054林班、2056林班から 2063林班、2065林班、2076林班から2078林班、 2088林班の一部、2089林班、2090林班、 2096林班から2102林班
帰還困難区域	南相馬市小高区 金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び 字野中の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2064林班、2066林班から2075林班、2079林班から 2087林班、2091林班から2094林班、 2104林班から2109林班

3. 川内村

避難指示解除準備区域	川内村大字上川内 字切払の全ての区域 字大四郎505番地ー1から519番地 字檜生の全ての区域 字金子塚の全ての区域 字大鷹鳥谷の全ての区域 字小鷹鳥谷の全ての区域 字高山の全ての区域
------------	--

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>字炭焼場 10番地-1、10番地-2、 10番地-3、505番地-1、 505番地-2、505番地-3、 505番地-4、509番地-4</p> <p>字弓目幾の全ての区域 字古町 501番地-1から519番地 字林 501番地から518番地 字沢の全ての区域 字町分 501番地-1番地から564番地 字緑 501番地から502番地</p> <p>川内村大字下川内 字田ノ入の全ての区域 字鍋倉の全ての区域 字道ノ下の全ての区域 字糠塚の全ての区域 字南の全ての区域 字吉ノ田和の全ての区域 字毛戸の全ての区域 字五枚沢の全ての区域 字上滝の全ての区域 字館山の全ての区域 字篠平の全ての区域 字坂シ内 133番地-5 字山梨作の全ての区域 字ドブの全ての区域 字下仁井倉の全ての区域 字宮坂のうち、1番地、501番地-3、 501番地-4、 501番地-6、 501番地-7、 501番地-30、 501番地-31、 515番地を除く区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 601林班から603林班、604林班の一部、627林班から 631林班、634林班、637林班、638林班の一部</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域</p>

居住制限区域

川内村内国有林磐城森林管理署

6 3 2 林班、6 3 3 林班、6 3 5 林班、6 3 6 林班

<変更が生じない区域>

(別紙2)

4. 川俣町

計画的避難区域	川俣町山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班
---------	--

5. 檜葉町

避難区域	檜葉町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域

6. 富岡町

避難区域	富岡町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域

7. 大熊町

避難区域	大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域

8. 双葉町

避難区域	双葉町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域

9. 浪江町

避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域
計画的避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域

10. 葛尾村

避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域
計画的避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域

11. 飯舘村

計画的避難区域	飯舘村の全ての区域
---------	-----------

指 示 (案)

平成 24 年 3 月 30 日

田村市長 殿
写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 田村市における平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域に見直し、当該区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 田村市における平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

避難指示解除 準備区域	田村市都路町古道 字尾ノ川の全ての区域 字下ノ久保の全ての区域 字下ノ原の全ての区域 字番坊の全ての区域 字前田の全ての区域 字上野前の全ての区域 字場々の全ての区域 字権七田の全ての区域 字柳野沢の全ての区域 字八小屋の全ての区域 字下野前の全ての区域 字稲葉下の全ての区域 字仲ノ前の全ての区域 字鍛冶屋前の全ての区域 字申酉の全ての区域 字川向の全ての区域 字南作の全ての区域 字荻田の全ての区域 字反田の全ての区域 字鳥伏の全ての区域 字横山 8 9 番地 8、8 9 番地 9、8 9 番地 1 1、 9 2 番地 1、9 2 番地 2、9 2 番地 3、 9 2 番地 4、9 3 番地 1、9 3 番地 3、 9 3 番地 4、9 3 番地 5、1 0 1 番地 1、 1 0 1 番地 2、1 0 1 番地 3、 1 0 1 番地 8、1 0 1 番地 9、 1 0 1 番地 1 0、1 0 1 番地 1 1、 1 0 1 番地 1 2、1 0 1 番地 1 3、 1 0 1 番地 1 4、1 0 1 番地 1 5、 1 0 5 番地 1、1 0 5 番地 2、 1 0 5 番地 3、1 1 2 番地 1、 1 1 2 番地 2、1 1 2 番地 3、 1 1 5 番地 1、1 1 5 番地 2、 1 1 6 番地 1、1 1 6 番地 2、 1 1 6 番地 3、1 1 7 番地 1、
----------------	--

避難指示解除
準備区域

117番地2、117番地3、
117番地4、117番地6、
117番地7、117番地8、
117番地10、118番地、119番地、
124番地、125番地、129番地1、
129番地2、129番地3、
129番地4、129番地5、
129番地6、130番地、132番地、
135番地、137番地、138番地
字戸屋84番地、85番地1、87番地1、
87番地2、87番地4、87番地13、
87番地14、87番地15、
87番地16、88番地1、88番地3、
88番地7、88番地8、90番地、
91番地1、91番地2、91番地7、
91番地8、92番地2、92番地4、
93番地1、93番地3、93番地4、
93番地5、95番地1、95番地3、
96番地1、96番地4、96番地5、
98番地1、99番地1、100番地1、
100番地3、104番地1、
104番地2、105番地1、
106番地1、108番地1、
108番地2、111番地1、
111番地2、111番地3、
111番地5、112番地、
127番地1、127番地2、
128番地1、128番地3、129番地、
135番地、137番地、138番地
字小滝沢のうち、121番地1、121番地2、
121番地3、121番地4、
121番地7、121番地8、
121番地9、121番地10、
121番地11、121番地13、
121番地14、121番地15、
122番地2、126番地、
128番地、137番地、138番地、

避難指示解除
準備区域

139番地、140番地、141番地1、
141番地2、142番地、143番地、
144番地、146番地2、148番地、
149番地、153番地、156番地
を除く区域

田村市内国有林福島森林管理署
269林班から283林班

指 示 (案)

平成 24 年 3 月 30 日

南相馬市長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 南相馬市における平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域 (前面海域※を含む) 及び平成 23 年 4 月 22 日の原子力災害対策本部長指示により設定された計画的避難区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 16 日午前 0 時をもって別紙のとおり①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 南相馬市における平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域 (前面海域※を含む) については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 16 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

※ 南相馬市と浪江町の陸地の境界線と海岸線との交点の緯度 (北緯 37 度 30 分 49.6 秒) よりも北側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域をいう。

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>南相馬市小高区 片草の全ての区域 小高の全ての区域 大井の全ての区域 塚原の全ての区域 仲町の全ての区域 田町の全ての区域 関場の全ての区域 西町の全ての区域 上町の全ての区域 東町の全ての区域 南町の全ての区域 大町の全ての区域 本町の全ての区域 南小高の全ての区域 福岡の全ての区域 水谷の全ての区域 泉沢の全ての区域 岡田の全ての区域 村上の全ての区域 角部内の全ての区域 蛭沢の全ての区域 井田川の全ての区域 浦尻の全ての区域 下浦の全ての区域 女場の全ての区域 耳谷の全ての区域 行津の全ての区域 上浦の全ての区域 神山の字池ノ沢、字馬場前、字馬場下、字堂平、 字神山下、字竹ノ町、字土橋、字長畑、 字藪倉、字大豆谷、字砂子町及び 字藤右エ門屋敷の区域 上根沢の全ての区域 小屋木の全ての区域 吉名の全ての区域</p>
------------------------	---

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>藤木の全ての区域 飯崎の全ての区域 大田和の字下川原、字川原、字西田、字前田、 字浜井場、字広畑、字館越、字上新田及び 字下新田の区域 金谷の字北原、字作迫、字若林、字天梅、字東及び 字沼尻の区域 北鳩原の全ての区域 南鳩原の全ての区域 小谷の全ての区域 大富のうち、字蛇バミを除く区域 羽倉の全ての区域 南相馬市原町区 雫の字袖原の区域 小浜のうち、字間形沢を除く区域 下江井の全ての区域 小沢の全ての区域 堤谷の全ての区域 江井の全ての区域 米々沢の全ての区域 大甕の字田堤、字森合、字森合東及び 字観音前の区域 高の字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、 字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、 字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、 字大久保前、字花木内及び字高林の区域 小木迫の全ての区域 鶴谷の全ての区域 大原の字和田城の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、 2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、 2130林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>南相馬市小高区 神山の字鯖沢、字蛇クキ及び字松ヶ沢の区域 大田和の字白根、字中ノ内、字南川原及び 字中里の区域 川房の全ての区域 金谷の字西田、字柳迫、字神田、字南釘野、</p>

<p>居住制限区域</p>	<p>字北釘野、字下釘野、字西、字南、字北、 字上、字鼠内、字向田、字東川原及び 字西内の区域 大富の字蛇バミの区域 南相馬市原町区 片倉の字行津の区域 馬場の字五台山、字横川及び字薬師岳の区域 高倉の字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び 字枯木森の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2006林班、2018林班から2028林班、2030林班から 2047林班、2049林班から2054林班、2056林班から 2063林班、2065林班、2076林班から2078林班、 2088林班の一部、2089林班、2090林班、 2096林班から2102林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>南相馬市小高区 金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び 字野中の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2064林班、2066林班から2075林班、2079林班から 2087林班、2091林班から2094林班、 2104林班から2109林班</p>

指 示 (案)

平成 24 年 3 月 30 日

川内村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 川内村における平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって別紙のとおり①避難指示解除準備区域及び②居住制限区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 川内村における平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

避難指示解除
準備区域

川内村大字上川内

字切払の全ての区域
字大四郎505番地-1から519番地
字檜生の全ての区域
字金子塚の全ての区域
字大鷹鳥谷の全ての区域
字小鷹鳥谷の全ての区域
字高山の全ての区域
字炭焼場10番地-1、10番地-2、
10番地-3、505番地-1、
505番地-2、505番地-3、
505番地-4、509番地-4
字弓目幾の全ての区域
字古町501番地-1から519番地
字林501番地から518番地
字沢の全ての区域
字町分501番地-1番地から564番地
字緑501番地から502番地

川内村大字下川内

字田ノ入の全ての区域
字鍋倉の全ての区域
字道ノ下の全ての区域
字糠塚の全ての区域
字南の全ての区域
字吉ノ田和の全ての区域
字毛戸の全ての区域
字五枚沢の全ての区域
字上滝の全ての区域
字館山の全ての区域
字篠平の全ての区域
字坂シ内133番地-5
字山梨作の全ての区域
字ドブの全ての区域
字下仁井倉の全ての区域
字宮坂のうち、1番地、501番地-3、
501番地-4、
501番地-6、

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>501番地-7、 501番地-30、 501番地-31、 515番地を除く区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 601林班から603林班、604林班の一部、627林班から 631林班、634林班、637林班、638林班の一部</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 632林班、633林班、635林班、636林班</p>

＜参考＞新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理

	区域の基本的考え方	区域の運用について
<p style="text-align: center;">避難指示解除準備区域</p>	<p>年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域</p>	<p>① 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。</p> <p>② ア)製造業等の事業再開(病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る)、イ)営農の再開(※)、ウ)これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。</p> <p>③ 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。</p> <p style="text-align: center;">※稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応</p>
<p style="text-align: center;">居住制限区域</p>	<p>年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域</p>	<p>① 基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う。</p> <p>② 住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、通過交通、公益目的の立入り(インフラ復旧、防災目的など)などを認める。</p>
<p style="text-align: center;">帰還困難区域</p>	<p>5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域</p>	<p>① 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。</p> <p>② 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。</p>

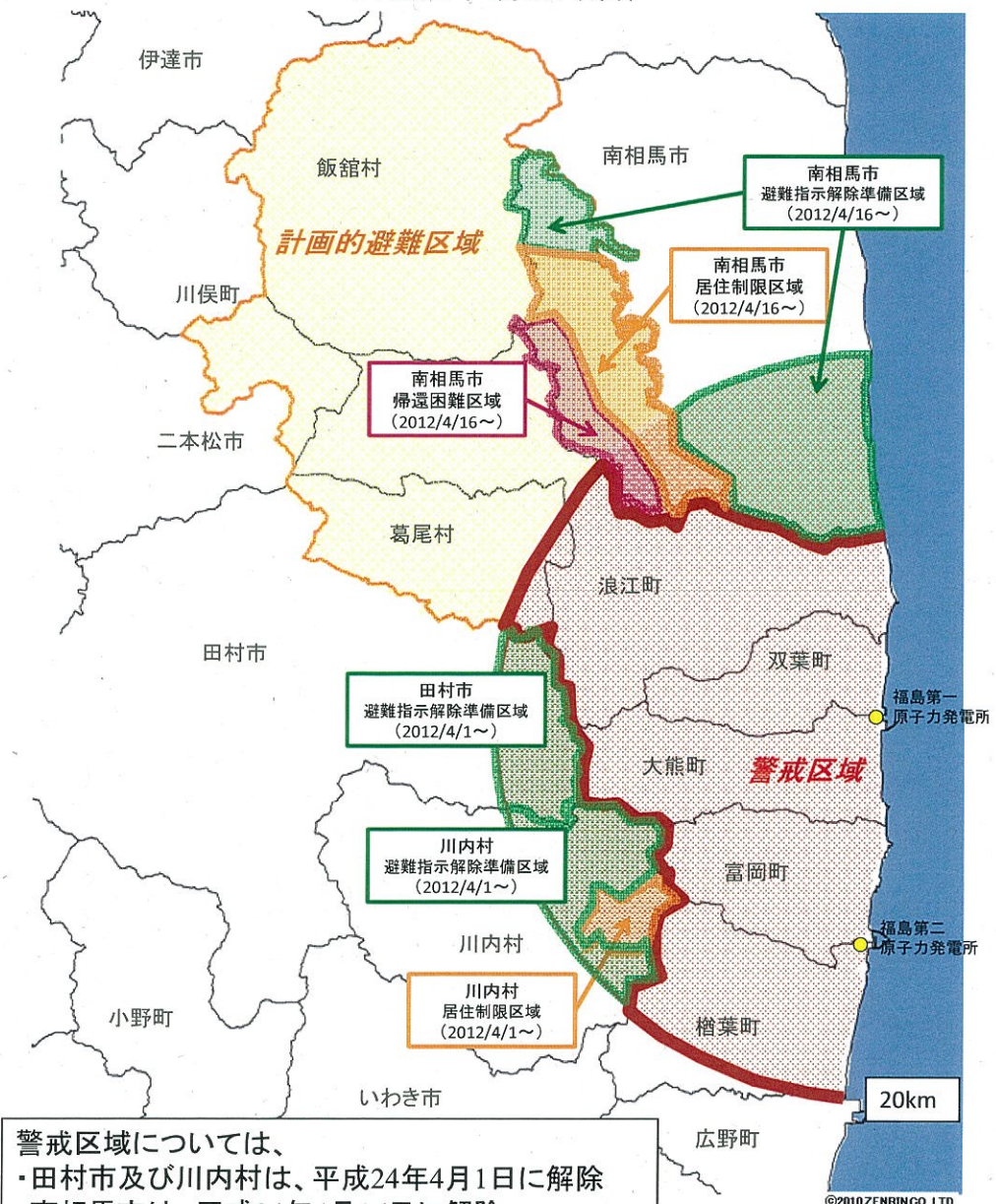
警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年3月30日現在)



©2010ZENRINCO.,LTD.

参考

(平成24年4月1日以降)



©2010ZENRINCO.,LTD.

警戒区域については、
 ・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
 ・南相馬市は、平成24年4月16日に解除